

参考資料

労災保険制度の見直しについて（概要）

【令和8年1月14日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告】

1 適用関係

(1) 暫定任意適用事業について

- 暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適当。強制適用に当たっては、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討するとともに、円滑な施行に必要な期間を設けることが適当。

(2) 特別加入制度について

- 特別加入団体の保険関係の承認や消滅の要件を法令上に明記することが適当。具体的な承認要件の内容は、災害防止に関わる役割や実施すべき措置事項その他当該団体の業務の適切な運営に資する事項（団体等の性格、事務処理体制、財政基盤に関する事項等）とすることが適当。
- 保険関係の消滅に当たっては、段階的な手続を設けるとともに、消滅させる時期に配慮することが適当。
- 労働基準法が適用されておらず、現在、労災保険法の特別加入対象でない事業等について、特別加入の対象を拡大し、労災保険法を適用することについて随時検討することが適当。

(3) 家事使用人について

- 災害補償責任も含め労働基準法が家事使用人に適用されることになった場合には、労災保険法を強制適用することが適当。強制適用に当たっては、保険関係成立の届出や保険料の納付のような運用面の課題について、対応を検討することが適当。

2 給付関係

(1) 遺族（補償）等年金について

- 遺族（補償）等年金における夫と妻の支給要件の差は解消することが適当。解消するに当たっては、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適当。
- 石綿健康被害救済法における特別遺族年金についても同様に、夫と妻の支給要件の差を解消し、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適当。
- 特別加算を廃止し、遺族1人の場合における給付基礎日額を175日分とすることが適当。

(2) 消滅時効について

- 労災保険給付請求権のうち、消滅時効期間が2年である給付について、発症後の迅速な保険給付請求が困難な場合があると考えられる疾病を原因として請求する場合には、消滅時効期間を5年に延長することとし、まずは、脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等について、対象とすることが適当。
- 労働基準法の災害補償請求権についても、労災保険給付請求権と同様に、消滅時効期間を延長することが適当。
- 労災保険制度の不知や手続の失念等により時効期間を徒過して請求された事案も存在することから、周知を工夫することや運用を改善することが適当。

労災保険制度の見直しについて（概要）

【令和8年1月14日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会報告】

2 給付関係

（3）社会復帰促進等事業について

- 社会復帰促進等事業として実施されている給付について、処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当。
- 労働者等に対する給付的な社会復帰促進等事業に対する不服申立てについては、保険給付と同様に労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることが適当。

（4）遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

- 有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定に当たっては、疾病の発症時の賃金が、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間の賃金を基礎として現行の取扱いに則り算定した平均賃金より高くなる場合は、発症時賃金を用いることが適当。

3 徴収関係

（1）メリット制について

- メリット制を存続させ適切に運用することが適当であるが、継続的にその効果等の検証を行うことが適当。
- メリット制が、労災かくし及び労災保険給付を受給した労働者等に対する事業主による報復行為や不利益取扱いに繋がるといった懸念について、その実態を把握し、その結果に基づき必要な検討を行うことが適当。

（2）労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

- 事業主に早期の災害防止努力を促す等の観点から、労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実を、同一災害に対する給付種別ごとの初回に限り、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主（原則として、当該災害に係る災害防止措置を講ずべきと考えられる事業主のみ）に対して情報提供することが適当。
- 提供する情報は、支給決定等の有無、処分決定年月日、処分者名、処分名及び被災労働者名とすることが適当。
- 事業主が自ら負担する保険料が増減した理由を把握できるようにする観点から、メリット制の適用を受け、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主に対して、メリット収支率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することが適当。
- 提供する情報は、当該事業場のメリット収支率に反映された保険給付等に係る当該メリット算入期間における保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金の合計金額とすることが適当。
- 実態把握の結果に基づき、事業主に対する支給決定等に関する情報及びメリット基礎情報の提供の在り方について、必要な検討を行うことが適当。

※ 労働者代表委員から、労災保険給付に関する情報の有無にかかわらず自事業場で業務災害が生じた際に早期の災害防止に取り組むことは事業主として当然の責務であること等からすれば、事業主への情報提供は認めるべきではないとの意見があった。また、使用者代表委員から、支給決定等の事実や理由等を早期に知り、労使一体で取り組むことが、業務災害防止には効果的なこと等からすれば、事業主に、請求人と同時に同じ情報を提供し、請求人へと同様に決定理由も提供すべきとの意見があった。

暫定任意適用事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産業における暫定任意適用事業対象数

- 現在、暫定任意適用の対象とされている経営体数の推計は、以下のとおり。
 - ・ 農業：198,199経営体
 - ・ 林業：769経営体
 - ・ 水産業：17,750経営体
- 労災保険に任意加入している事業数は、農業で23,563、林業で601、水産業で2,176。

業種	暫定任意適用経営体	任意加入済み事業数 (※1)
農業 (※2)	○臨時雇い1人以上の個人経営体 のうち 常雇いなし … 163,556 常雇い1人 … 8,761 常雇い2～4人 … 6,868 ○臨時雇いなしの個人経営体 のうち 常雇い1人 … 9,931 常雇い2～4人 … 9,083 計 198,199	23,563
林業 (※2)	○常雇いなしの個人経営体 のうち 臨時雇い1人以上300人未満 … 769	601
水産業	○海面漁業・養殖業の個人経営体 ・雇用者1～4人かつ5トン未満（海上作業者雇用別） … 6,225 ・雇用者有かつ5トン未満（陸上作業者雇用別） … 11,043 ○内水面漁業・養殖業の個人経営体（雇用者有） … 482 計 17,750 (※3)	2,176

※1 任意加入用の様式により保険関係を成立させ、令和8年3月31日時点で保険関係が継続中（廃止していない）の事業（農業・林業・水産業）に係る事業数であり、保険成立時点では任意適用事業であったが、その後労働者数が増えるなどして強制適用対象となった事業を含む可能性がある。

※2 出典：「2025年農林業センサス」（組替集計）。臨時雇いとは、日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

※3 出典：「2023年漁業センサス」。海面漁業・養殖業においては、海上作業と陸上作業の両方を行っている雇用者がいる経営体が重複して計上されている可能性がある。

労働保険事務組合

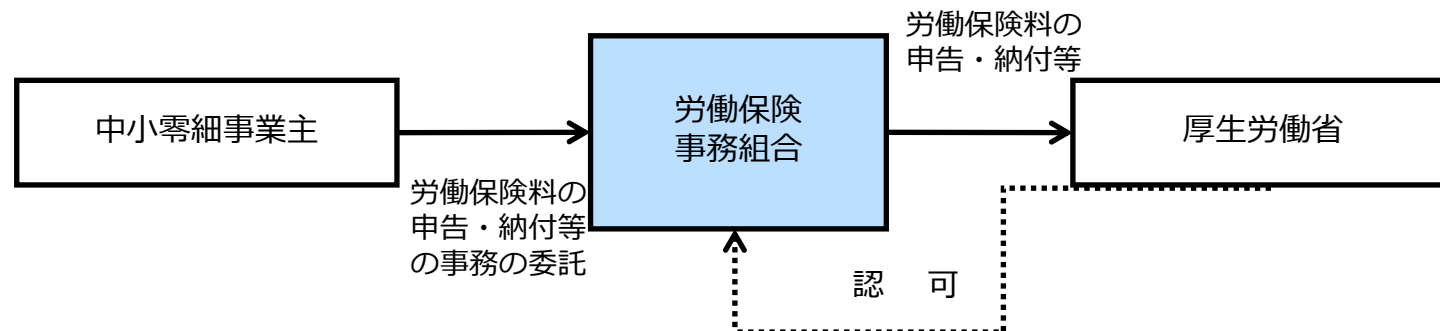
- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付等や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和6年度末実績)

事務組合数	8,901組合
委託事業数	約140万事業（全適用事業に占める割合：40.7%）

特別加入制度

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）による改正後の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）【令和9年4月1日施行時点】（抄）（※改正箇所は下線部分）

第三十五条 第三十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものとして政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節から第二節の二まで）、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一～七 （略）

② （略）

③ 第一項の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができる。

④ 政府は、承認団体においてこの保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

⑤ 政府は、承認団体が、この法律若しくは徴収法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができる。

⑥ 第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が承認団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

特別加入団体の要件

現状

- 労災保険法第35条第1項の承認にあたっては、特別加入団体は下記5点の要件を満たす必要がある。（昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」）

- ア 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- イ その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。
その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ウ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- エ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- オ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域（※）を超えないものであること。

※ 例：東京都が主たる事務所の所在地である場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県。

最近の見直し

- オの要件（地域要件）については、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を認めることとし、事務処理区域の柔軟化を行った。

（令和3年3月9日付け基発0309第1号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

- また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、上記の要件に加え、下記4点も要件としている。

- ① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。
- ② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
- ③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
- ④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

消滅時効

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）による改正後の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第49号）【令和9年4月1日施行時点】（抄）（※改正箇所は下線部分）

第四十二条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。ただし、これらの保険給付（二次健康診断等給付を除く。）の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由若しくは同条第四項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第二十条の七第一項若しくは第二十条の九第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか又は第二十二條第一項、第二十二條の二第一項、第二十二條の五第一項若しくは第二十四條第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

② 障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

③ （略）

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）第115条

○労働基準法（昭和22年法律第50号）【令和9年4月1日施行時点】（抄）（※改正箇所は下線部分）

（時効）

第百十五条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間、その他の請求権（この法律の規定による災害補償の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

② この法律の規定による災害補償の請求権は、これを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。ただし、この法律の規定による災害補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該災害補償の請求権については、この項本文中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）（抄）

別表第一の二（第三十五条関係）

一～七 （略）

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

十・十一 （略）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第2条 等

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二十年を経過する日（以下「二十年経過日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。

3 （略）

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成18年政令第37号）（抄）

（指定疾病）

第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- 二 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

○厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）（抄）

（対象疾病）

第二条 法第二条第二項の厚生労働省令で定める疾病は、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する疾病を除く。）、じん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条第一号から第五号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。

社会復帰促進等事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）による改正後の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第38条

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第49号）【令和9年4月1日施行時点】（抄）（※改正箇所は下線部分）

第三十八条 保険給付又は第二十九条第一項各号に掲げる事業であつてこの保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

②・③ （略）

制度名 ◎は現在処分性があると取り扱っているもの		概要	執行額 (百万円)	支給実績
◎	義肢等補装具費（労災則第25条）	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。	3,526	(実人員) 義肢:4,234人 旅費:117人
◎	外科後処置（労災則第26条）	外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等を給付。	30	(実人員) 処置:49人 旅費:3人
◎	アフターケア（労災則第28条）、 アフターケア通院費（労災則第29条）	症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。	2,690	アフターケア: 335,932件 通院費: 6,208件
◎	労災はり・きゆう施術特別援護措置（労災則第27条）、振動障害者社会復帰援護金（労災則第30条）、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護（労災則第31条）	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給。	322	はり・きゆう: 93件 振動障害: 236件 頭頸部: 0件
◎	労災就学援護費（労災則第33条）、 労災就労保育援護費（労災則第34条）	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給。	1,992	(受給対象者数) 就学援護: 6,482人 就労保育: 242人
◎	休業補償特別援護金（労災則第35条）	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給。	1	24件
◎	長期家族介護者援護金（労災則第36条）	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給。	31	31件
	特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金） （特支金則）	被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給。	85,907	1,294,483件
	一酸化炭素中毒特措法に基づく 介護料支給費（同規則）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料を支給。	5	(実人員) 9人

※ 上記の不服申し立ては、行政不服審査法の対象となっている。

遅発性疾病に係る給付基礎日額

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

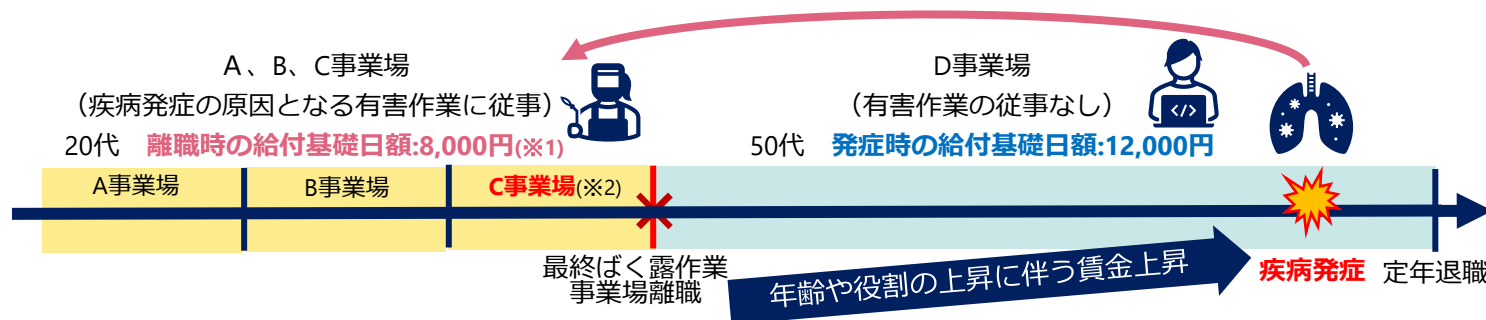
Ministry of Health, Labour and Welfare

遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

現状

- 給付基礎日額（平均賃金）は、原則として、算定すべき事由の発生した日（疾病による休業であれば診断確定日）以前の3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額と定めているところ、**労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の3か月間の賃金（※）を基礎に算定する。**（昭和50年9月23日付け基発第556号）
※ ただし、離職した日以前3か月の賃金総額が不明の場合は、診断により疾病発生が確定した日における最終事業場又は同種・同規模等の事業場における同種労働者の賃金や統計調査における同職種の労働者の賃金等を考慮して得た額を基礎に推算する。（昭和51年2月14日付け基発第193号）
- 業務上疾病のうち、石綿関連疾患等の遅発性疾病については、石綿ばく露作業などの有害業務（疾病の発生のおそれのある作業）に従事した時から疾病の発症までの期間が長い。（通常30～40年）
- このため、既に原因時の事業場を離職している労働者については、**当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金（※1）をもとに算定されるため、保険給付の額が発症時の賃金（D事業場の賃金）に比べて相当程度低くなる可能性がある。**

疾病のおそれのある作業に従事したのはA,B,C事業場であるため、当該作業に最後に従事した**C事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した額に所定の変動率を乗じた額（※1）が給付基礎日額（8,000円）**となる。



※1：離職日以前3か月間から算定事由発生日（発症日）までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。（昭和50年9月23日付け基発第556号）

※2：図のような事例においては、原則、C事業場のメリット収支率に反映されることになる（ただし、一定の場合（業種、従事期間等の要件を満たす場合）には反映されない。）。